

特定行為研修管理委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「当協会」という。）において、保健師助産師看護師法（昭和23年法律203号。以下「法」という。）第37条の2第2項第1号の規定に基づく、特定行為（以下「特定行為」という。）及び、同項第4号の規定に基づく特定行為研修（以下「特定行為研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 前条における特定行為及び特定行為研修に関する検討及び運営を行うため、当協会に特定行為研修管理委員会を置く。

(役割)

第3条 特定行為研修管理委員会は、次の号に掲げる事項を行う。

- (1) 法第37条の2第2項第3号に規定する特定行為区分（以下「特定行為区分」という。）ごとの特定行為研修の計画書の作成に関すること。
- (2) 2以上の特定行為区分について、特定行為研修を行う場合の特定行為研修計画の相互間の調整に関すること。
- (3) 受講者の選考に関すること。
- (4) 受講者の履修状況の管理に関すること。
- (5) 修了の際の評価等に関すること。
- (6) 特定行為研修の実施の統括管理に関すること。
- (7) 看護師特定行為実施要領の作成に関すること。
- (8) その他、特定行為及び特定行為研修に関すること。

(責務)

第4条 委員は、看護師が特定行為を行う場合に、特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに、高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るために、特定行為研修の特定行為区分ごとに厚生労働省令（平成27年厚生労働省令第33号）で定める基準に適合させることを

その責務とする。

(組織)

第5条 特定行為研修管理委員会は、次の号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 委員長及び委員で構成し、必要に応じて副委員長を置くことができる。

(2) 委員長は、当協会の会長が当協会理事より任命する。

(3) 副委員長、委員は、次に掲げる者の中から、委員長が推薦し、会長が任命する。

①医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者（特定行為研修の責任者を含む）

②特定行為研修に関する事務処理をする責任者

③協力施設に所属する者

④当協会が行う特定行為研修の協力施設に所属するものを除く外部の医療関係者

⑤その他、委員長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 特定行為研修管理委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の特定行為研修管理委員会への出席を求めて、

説明又は意見を聞くことができる。

(運営)

第8条 特定行為研修管理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立とする。

2 特定行為研修管理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

3 特定行為研修管理委員会は、対面、オンライン会議システム、電磁的方法（メール）のいずれかの開催方法で実施する。

(事務)

第9条 特定行為研修管理委員会の事務は、当協会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 本規則に定めるもののほか、特定行為研修管理委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、教育認定員会の審議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規則は、令和7年12月14日から施行する。